

毎週月・水・金曜日発行

# 富 山 県 報

令和 5 年 3 月 29 日  
水 曜 日

第5063号

目 次

告 示

- 保安林の指定予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示 1
- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの手数料の徴収事務の委託 2
- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更
- 令和 4 年度地籍調査事業計画の変更 3
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 5

**選挙管理委員会告示**

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

公 告

- 落札者等の公示 6
- 開発行為の工事完了 7

**海区漁業調整委員会公告**

- 公聴会の開催

告 示

**富山県告示第159号**

保安林の指定予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定をする予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を黒部市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和 5 年 3 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市荒俣字砂場151番

## 2 所在が不分明である通知の相手方

宮崎長左エ門

## 3 通知の内容

1の森林について、令和5年3月6日富山県告示第96号で告示したとおり保安林の指定をする予定である。

## 4 森林法第 189条による掲示

令和5年3月10日から黒部市役所に掲示した。

**富山県告示第160号**

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの手数料の徴収事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の2の規定により、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）に基づく手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山市下飯野36番地

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

**富山県告示第161号**

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届

出があったので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目12番2号	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	令和5年4月1日

(建築住宅課)

## 富山県告示第162号

令和4年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和4年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
高岡市	地籍調査	高岡市博労町
氷見市	地籍調査	氷見市堀田、惣領、上久津呂・下久津呂・粟原

### 2 変更に係る調査期間

令和5年2月24日から令和6年3月29日まで

## 富山県告示第163号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 岩嶽寺大石原 水橋線	中新川郡立山町大石原 2000番49から	変更前		最大 7.2 最小 7.2	59.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町大石原 2000番49まで	変更後		最大 7.2 最小 7.2	58.9	
県道 富山戸出小矢 部線	高岡市戸出町二丁目1325 番9地先から	変更前		最大 38.1 最小 17.0	42.6	高岡土木 センター
	高岡市戸出町三丁目1319 番4地先まで	変更後		最大 38.1 最小 17.0	42.6	
県道 新湊庄川線	射水市松木1653番2から 射水市松木1653番2まで	変更前		最大 27.5 最小 14.0	41.1	高岡土木 センター
	射水市松木 740番2から 射水市松木 740番2まで	変更後		最大 27.5 最小 15.1	41.1	
県道 高岡小杉線	射水市宿屋4番4から 射水市橋下条15番3まで	変更前	A	最大 57.2 最小 40.0	101.8	高岡土木 センター
	射水市宿屋4番4から 射水市橋下条15番3まで	変更後	A	最大 57.2 最小 40.0	101.8	

射水市宿屋8番2から 射水市上野408番4まで	変更後	B	最大 6.1 最小 2.3	99.3
----------------------------	-----	---	------------------	------

## 富山県告示第164号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 新湊庄川線	射水市松木740番2から 射水市松木740番2まで	令和5年3月29日	高岡土木 センター
県道 高岡小杉線	射水市宿屋8番2から 射水市上野408番4まで	令和5年3月29日	高岡土木 センター

## 富山県選挙管理委員会告示第20号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の  
取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、魚津市選挙管理委員会及び立山町選挙管理委員会から報告があったので告示する。



令和5年2月3日

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和5年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
小矢部市芹川字日光島4993番1外18筆並びに芹川字日光島5013番外12筆の各一部並びに芹川字日光島5013番外5筆の各地先	同 左	道 路	小矢部市赤倉169番地	大和トランスポート株式会社

### 公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第 267号）第64条第 5 項の規定により、定置、区画及び共同漁業の漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年3月29日

富山海区漁業調整委員会

会 長 森 本 太 郎

- 開催日時 令和5年4月18日（火）午後1時30分から
- 開催場所 富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館33号室
- 案 件 定置、区画及び共同漁業の漁場計画について  
(定置79件、区画23件、共同10件)

### 付記

- 公聴会において発言を希望する者は、住所、氏名、年齢、従事する職業及び発言内容の要旨を書面に記載し、令和5年4月11日（火）までに提出すること。

2 この公告に係る定置、区画及び共同漁業の漁場計画書及び漁場図は、次の場所に備え付け閲覧に供する。

閲 覧 場 所	住 所 地
富山県農林水産部水産漁港課	富山市桜橋通り 5 番13号富山興銀ビル 4 階
富山海区漁業調整委員会事務局	富山市桜橋通り 5 番13号富山興銀ビル 4 階
朝日町農林水産課	下新川郡朝日町道下1133番地
入善町キラキラ商工観光課	下新川郡入善町入膳3255番地
黒部市農業水産課	黒部市三日市1301番地
魚津市農林水産課	魚津市釈迦堂 1 丁目10番 1 号
滑川市商工水産課	滑川市寺家町 104番地
富山市農業水産課	富山市新桜町 7 番38号
射水市農林水産課	射水市小島703番地
高岡市農業水産課	高岡市広小路 7 番50号
氷見市水産振興課	氷見市鞍川1060番地